

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

令和4年度税制改正
適正に履行しない納税者への対応強化

納税者の記帳と保存義務



令和3年分の所得税確定申告書に「区分欄」が設けられたことにお気づきの方も多いと思います。区分欄ができたことで、国税庁は納税者がどのように記帳しているかを把握することが可能となりました。また、令和5年10月からはインボイス制度も導入されますので、記帳や帳簿・書類の保存の重要性がますます高まることは必至です。国税庁は、記帳が適正な者にはインセンティブを与え、記帳や保存が適正でない者には厳しく対応する方針を打ち出しています。

1 法人の記帳と保存

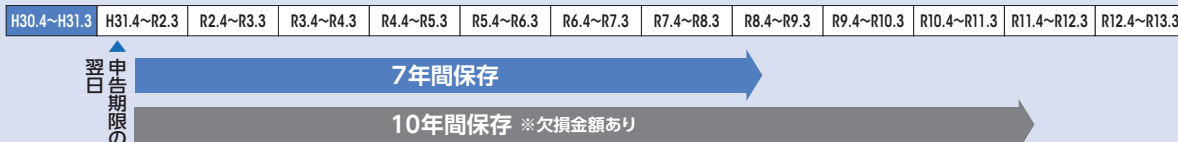
① 帳簿の備付けと記録

法人は、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などの帳簿書類を備え付けて、その取引を記録しなければなりません。

② 帳簿や書類の保存

①の帳簿と、取引等に関して作成または受領した書類（棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など）をその事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間※保存しなければなりません。

※青色申告書を提出した事業年度で、欠損金額（青色繰越欠損金）が生じた事業年度または青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失欠損金額が生じた事業年度においては、10年間保存しなければなりません。ただし、平成30年4月1日以前に開始した事業年度は9年間となります。



③ 電子帳簿保存法

電子帳簿等保存制度は大きく3つに区分されます。

- (1) 電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿や書類をデータのまま保存）
- (2) スキャナ保存（紙で受領した書類を画像データで保存）
- (3) 電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）

記帳水準の向上を図るため、改正された電子帳簿保存法が令和4年1月1日から施行されましたが、特に気をつけたいのが、(3)の電子取引です。例えば、メールに添付されて送られてきた請求書（PDF）は、電子データ（PDF）のまま保存しなければならず、紙に出力して保存したとしても保存したことになりませんので注意が必要です。ただし、やむを得ない事情がある場合は、令和5年12月31日まで紙での保存も認められます。

2 個人事業者の記帳と保存

① 帳簿の備付けと記録

不動産所得、事業所得または山林所得のある者は、帳簿を備え付けて、取引や必要経費に関する事項を記録し、その帳簿を保存しなければなりません。記帳は、所得金額が正確に計算できるように、整然とかつ明瞭にする必要があります。

青色申告者の場合は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。現金出納帳や経費帳などの簡易帳簿で記帳しても良いこととなっています。ただし、簡易帳簿の場合は最高65万円の青色申告特別控除を受けることはできず、最高10万円の青色申告特別控除となります。

② 帳簿や書類の保存

白色申告者



- 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）……………7年
- 業務に関して作成した法定帳簿以外の帳簿……………5年
- 決算に関して作成した棚卸表やその他の書類……………5年
- 業務に関して作成又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類……………5年

青色申告者



- 仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など……………7年
- 貸借対照表、損益計算書、棚卸表など……………7年
- 領収書、小切手控、預金通帳、借用書など……………7年(※)
※前々年分所得が300万円以下の方は5年。
- 取引に関して作成又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類……………5年

ここに注意!

保存期間は、起算日から数えます。例えば令和3年分を記帳した帳簿の起算日は令和4年3月15日（申告期限）の翌日の3月16日ですから、その日から7年間の保存が必要ということになります。

3 記帳義務を適正に履行しない納税者への対応

令和4年度税制改正において、記帳義務を適正に履行していない納税者への対応が強化されました。

① 所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費（帳簿に記載していない経費）を主張する納税者への対応

事実の仮装・隠ぺいがある申告書を提出した者又は無申告だった者については、間接経費の額（売上原価の額、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入することができなくなります。所得税は令和5年分から、法人税は令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

- (1) 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合。
(災害等により保存することができなかったことを納税者が証明した場合を含む。)
- (2) 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである、取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引があったと認める場合。

② 帳簿の記載不備や不保存を抑止するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に加重措置がとられます。令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

- (1) 不記帳・不存在であった場合（提出をしなかった場合）……………10%加重
- (2) 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合……………5%加重
※ただし、記載が著しく不十分である場合は(1)と同じく10%加重。